

## 財務 VOL.74

## まもなく「マイナンバー制度」、まずは概要を

今年の10月に予定されております、マイナンバーの通知まで半年を切りました。今回は、マイナンバー制度のイントロダクションとして、イメージをつかんでいただけるように、概要や注意点につきましてご紹介させていただきます。

### マイナンバー制度とは

税・社会保障・災害対策に関する個人情報を一元管理するため、住民票を有する方全員に12桁の番号(マイナンバー)が割り当てられる制度で、平成28年1月1日以降、運用が開始されます。

個人のマイナンバーは、平成27年10月以降、住民票の所在地に「通知カード」によって通知されます。「通知カード」を受取った方は、平成28年1月以降、申請により顔写真付きの「個人番号カード」を取得することも可能です。

また、法人にもマイナンバーが割り当てられます(13桁の番号で、平成27年10月以降、登記上の所在地に書面により通知されます)が、個人のマイナンバーには厳格な管理が要求される一方で、法人のマイナンバーは公表されることとなります。

### 事業所の事務とマイナンバーの利用範囲

事業所は、主に社会保障及び税に関する行政手続書類に従業員等のマイナンバーを記載して提出するという役割を担うこととなります。例えば下記のような事務手続きです。

- ① マイナンバーを記載した給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書の税務署・市町村への提出
- ② マイナンバーを記載した健康保険・厚生年金被保険者資格取得届等の日本年金機構等への提出
- ③ マイナンバーを記載した税理士に対する顧問料や地主に対する地代などを支払った場合に作成する支払調書の税務署への提出

これらの事務でマイナンバーを利用することを「個人番号関係事務」といい、その事務を行う者(委託を受けた者を含む)を「個人番号関係事務実施者」といいます。現状、これらの事務のすべてを顧問税理士等に「丸投げ」されている方も多いでしょうが、事業所が主に「個人番号関係事務」を行うこととなります。

### マイナンバーの管理上の注意点

マイナンバーが含まれた個人情報は個人番号を保護するため「特定個人情報」として、「番号法」という法律により厳格な取扱いが定められています。

「特定個人情報」は、本人の同意があつたとしても利用目的(税・社会保障・災害対策)以外に利用することは出来ず、社内管理目的等で利用することは出来ません(特定個人情報の利用制限)。

情報漏えい等があつた場合には、最大で4年以下の懲役

又は200万円以下の罰金と重い罰則が定められています。

また、事業所が従業員等に「特定個人情報」を取り扱わせる場合には、必要かつ適切な監督を行わなければなりません(特定個人情報の安全管理措置等)ので、下記のような社内体制の整備が必要となります。

- ① 「マイナンバーを取り扱う事務の範囲」「特定個人情報等の範囲」「特定個人情報等の事務取扱担当者」の明確化
- ② 「基本方針」「取扱規定」等の作成
- ③ 事務取扱担当者の監督と教育
- ④ 事務処理場所である「取扱区域」・取り扱う際に使用する機器(パソコン等)の置き場所である「管理区域」等への安全配慮措置 等々

さらに注意すべき点として、先述のように、これらの事務を「顧問税理士等に委託しているケース」が挙げられます。

個人番号関係事務を外部に委託する場合には、委託者は、委託先において特定個人情報の安全管理が図られるように、その委託先に対する「必要かつ適切な監督」を行わなければなりません。すなわち事業所(貴院)の責任において、顧問税理士・給与計算事務委託先等を監督しなければなりません。「秘密保持義務」「事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止」「特定個人情報の目的外利用の禁止」等々、個人情報を保護する為に、新たに委託先との契約内容の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

### マイナンバー提示時の本人確認

新たに発生する実務として、「入職の際の本人確認手続き」があります。平成28年1月1日以降、新規採用する従業員については、保有しているカードが本人のもので、他人による成りすましではないことを確認しなければなりません。

確認のパターンは下記の3通りです。

- ① 「個人番号カード」の提示  
氏名、生年月日、住所、性別の基本4情報と本人の顔写真が記載されている「個人番号カード」のみの確認で事足り(先述の通り、本人の申請により取得可)。
- ② 「通知カード」+「身元確認書類」の提示  
①と比較して、このカードには顔写真が記載されていないので、別途「運転免許証」「パスポート」等の身元確認書類の提示を受ける必要があります。
- ③ 「番号確認書類」+「身元確認書類」の提示  
①や②の方法がとれない場合には、マイナンバーが記載された住民票の写し等で確認することも可能です。

以上、マイナンバー制度の運用開始が貴院にとってどのように関わってくるのかについてイメージしていただけるよう、まずは概略と注意点をご紹介させていただきました。今後も必要に応じて、より実務的な内容について随時配信いたします。